

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部の活動基準

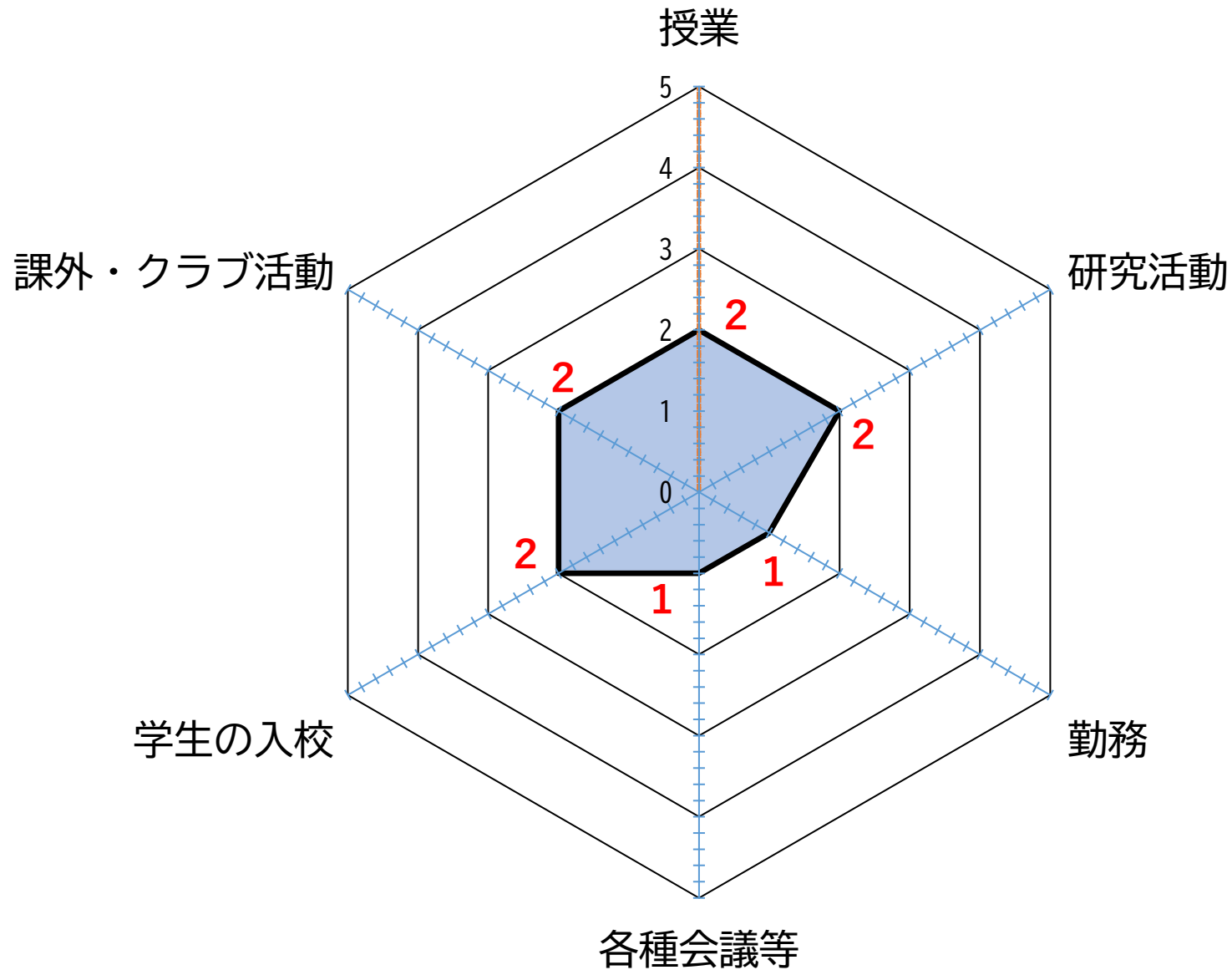
(ver.9：2021年10月1日時点)

政府、三重県の新型コロナウイルス感染症対策に対して、その要請に適切かつ柔軟に対応するため、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部の各活動の行動基準を定める。活動状態の基準を以下の6軸で表現し、可視化することにより構成員の理解と協力を促進する。

三重県の緊急事態宣言解除（9月30日付）に伴い、活動基準レベルを改訂いたします。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 授業 | (レベル3からレベル2に変更) |
| 2. 研究活動 | (変更なし) |
| 3. 勤務 | (レベル2からレベル1に変更) |
| 4. 各種会議等 | (レベル2からレベル1に変更) |
| 5. 学生の入構 | (レベル3からレベル2に変更) |
| 6. 課外・クラブ活動 | (レベル3からレベル2に変更) |

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部の活動状態



1. 授業

レベル	活動状態
0	授業は、通常どおり実施
1	授業は、感染拡大防止措置の上、実施
2	授業は、十分な感染拡大防止措置の上、対面授業と遠隔授業の併用型で実施
3	授業は、最大限の感染拡大防止措置の上、対面型授業を制限し、遠隔授業主体で実施
4	授業は、遠隔授業のみ実施
5	授業は、全休講

2. 研究活動

レベル	活動状態
0	研究活動は、通常どおり実施
1	研究活動は、感染拡大防止措置の上、実施
2	研究活動は、十分な感染拡大防止措置の上、実施 (オンラインでのグループワーク推奨)
3	研究活動は、最大限の感染拡大防止措置の上、現在進行中で継続が必要な研究関係者のみ実施可（ただし、研究室の滞在時間をできるだけ短くし、自宅での研究活動も可）
4	研究活動は、許可された研究者のみ可
5	研究活動は、学内におけるすべての研究を中止し、研究室への入室は禁止

3. 勤務

レベル	活動状態
0	勤務は、通常どおり出勤
1	勤務は、感染拡大防止措置の上、通常どおり出勤
2	勤務は、十分な感染拡大防止措置の上、時差出勤・テレワークを活用
3	勤務は、最大限の感染拡大防止措置の上、事務機能維持に必要な最小限の人員のみ出勤
4	勤務は、火災や漏水、風水害等、緊急事態等対応のために必要な最小限の人員のみ出勤
5	勤務は、大学施設の維持管理要員のみ出勤

※レベル2以上は、教職員・学生以外の入構を制限し、受付および検温の徹底

4. 各種会議等

レベル	活動状態
0	各種会議等は通常どおり実施
1	各種会議等は、感染拡大防止措置の上、対面型会議で実施
2	各種会議等は、十分な感染拡大防止措置の上、対面型会議で実施 (オンライン推奨)
3	各種会議等は、最大限の感染拡大防止措置の上、対面型会議 (10名以下) 又はオンラインで実施
4	各種会議等は、可能限りオンラインで実施
5	各種会議等は、オンラインのみ可

5. 学生の入構

レベル	活動状態
0	学生の入構は、通常どおり
1	学生の入構は、感染拡大防止措置の上、通常どおり
2	学生の入構は、十分な感染拡大防止措置の上、対面型授業及び自主学修の入構（登校）は可
3	学生の入構は、最大限の感染拡大防止措置の上、対面型授業による入構（登校）は可
4	学生の入構は、許可された学生のみ入構（登校）可
5	入構（登校）禁止

※レベル1以上は、健康チェック表（検温、体調）を記録し、日々の健康状態を定期的を確認する。

6. 課外・クラブ活動

レベル	活動状態
0	課外・クラブ活動は、通常どおり
1	課外・クラブ活動は、感染拡大防止措置の上、通常どおり
2	課外・クラブ活動は、十分な感染拡大防止措置の上、活動状況に応じて許可
3	課外・クラブ活動は、最大限の感染拡大防止措置の上、活動状態に応じて許可（ただし、短時間の活動のみ）
4	課外・クラブ活動は、最大限の感染拡大防止措置の上、活動状況に応じて許可（ただし、屋外での個人活動のみ）
5	課外・クラブ活動の活動停止

※レベル2以上は、活動計画表の提出を義務付ける